平成２３年（フ）第１４６号
岩手県北上市鍛冶町２丁目14番43号　ハイツタイガーⅡ207号
債務者　中田　伸治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２号
岩手県北上市鬼柳町鼠川原108番地３、前住所宮城県登米市石越町東郷字加慶173番地４
債務者　鳰原美香子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７３４号
神奈川県厚木市旭町１丁目21番14号　厚木富士幸ビル601
債務者　柴田　円哉
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３５号
神奈川県厚木市旭町１丁目21番14号　厚木富士幸ビル601
債務者　柴田　承子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７５５号
神奈川県平塚市豊田宮下512番地の５
債務者　加藤　利春
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７５号
神奈川県秦野市千村２丁目２番15号　小野テラスハウス103号
債務者　小宮トシ子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０６号
神奈川県伊勢原市笠窪309番地の１　三笠ハイツＣ―102号
債務者　江原　勝次
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1170番地の４
債務者　後藤　和雄
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８９号
新潟県村上市山居町２丁目７番16号　ハイム斎藤Ｃ
債務者　髙橋　修子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１９１号
新潟県村上市金屋978番地
債務者　遠山　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６４号
山口県山陽小野田市大字有帆2319番地
債務者　佐々木セツ子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１号
山口県宇部市大字小野8349番地１、旧住所東京都渋谷区神泉町16番12号
債務者　大久保秀子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４３２号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県営住宅屋島西団地27号棟202号室
債務者　岡本知加子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２号
香川県高松市伏石町1583番地
債務者　西村　記人
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５９号
熊本県天草市有明町大島子2652番地
債務者　仲　　輝也
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２９７４号
名古屋市南区白雲町174番地　白雲寮303号
債務者　奥山　益行
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７８号
名古屋市港区大手町６丁目６番地の３
債務者　加藤　久佳
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０６２号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目９番209号
債務者　山田　進一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部